

第8回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年8月5日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和2年8月5日（水） 午後3時00分
雲仙市役所別館3階会議室及び各総合支所会議室（テレビ会議）
- 3 閉会日時 令和2年8月5日（水） 午後4時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
主 事	北尾 祥

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第44号 農用地利用配分計画（案）に係る意見書聴取について
- 日程第6 報告第7号 非農地通知の発出について
- 日程第7 報告第8号 非農地判断の取消について

午後3時00分開会

○事務局（原田 誠二君） 議事に入る前に、議案の訂正をお願いします。

議案書 28 ページ、議案第 43 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての受付番号 38 番、借受人「岩永靖久」を「岩永清久」へ訂正願います。

以上です。

○事務局長（坂本 英知君） 改めまして、皆さんお疲れさまです。

今回初めてこのテレビ会議による総会になりましたけれども、今後、会議開催マニュアルについて、過半開催にするのか、テレビ会議による総会の運営にするのかを皆さんでご協議頂ければと考えております。

それと、今日、このテレビ会議で実施して、問題点等につきましてもご意見を頂ければ、後日担当部署へ改善の要請をしたいと考えております。

それでは、本日は欠席の届出はあっておりませんので、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも皆さん、こんにちは。私の顔見えますか。

本日は、コロナのせいで不慣れなテレビでの会議となりましたが、皆様方よろしくお願いいたします。

ただいまから令和 2 年第 8 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第 12 条の規定により、15 番、川内委員、16 番、草野有美子委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 41 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 7、報告第 8 号非農地判断の取消についてまでの議案 4 件、報告 2 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 41 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 41 号の朗読〕

議案書 3 ページ、受付番号 39 番から 46 番まで 8 件の申請がっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。初めに、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（４番 東 康敬君） 議席番号４番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、受付番号３９番から４２番です。

受付番号３９番は、耕作利便のため買い受ける案件です。本案件は、申請地に付随した宅地も含めて購入されるとのことです。

受付番号４０番は、後継者の子に贈与する案件です。

受付番号４１番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号４２番は、規模拡大のため借り受ける案件です。借受人は平成３０年に新規就農をした方で、今まで耕作していた農地を返還することになり、規模拡大を含め新たに農地を借り受けるということです。借受人は、農地を取得するための許可条件の一つである耕作面積が下限面積の５反に達しておりません。しかし、農地法施行令第２条第３項第１号に例外的に許可できる条件として、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることになっております。今回の案件は、ハウスでキュウリを耕作されているということです。これに該当するものと思われま

す。受付番号３９番から４２番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

まずは、受付番号３９番から４２番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。３９番から４２番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 議席番号１２番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号４３番です。

受付番号４３番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号４３番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号４３番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査関係分は、受付番号44番から46番となります。

受付番号44番は、耕作利便のため宅地と交換する案件です。

受付番号45番、46番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号44番から46番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、まずは受付番号44番から45番について、ご質疑ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、受付番号46番について審議したいと思いますが、本案件につきましては、渡部委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いいたします。

〔7番 渡部 篤君 退室〕

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号46番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第41号、受付番号39番から46番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、渡部委員の入室を求めます。

〔7番 渡部 篤君 入室〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告をいたします。

次に、日程第3、議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第42号の朗読〕

議案書は7ページ、受付番号17番から23番まで7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいた

します。中部調査会長、お願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号17番から19番です。

受付番号17番は、貸家建設用地として転用を計画されております。申請地は、農振白地、吾妻駅から300メートル以内にあることから第3種農地と判断しました。

受付番号18番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は、農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号19番は、中古車展示場及び来客用駐車場用地として転用を計画されております。申請地は、令和2年5月13日付公告で農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地であると判断しました。しかし、転用目的が既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可することができる案件と思われます。

受付番号17番から19番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号17番から19番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号20番から23番です。

受付番号20番、21番は、同一人が一般個人住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあり、周辺を山林、宅地に囲まれているため、第2種農地と判断しました。20番は父より贈与、21番は売買の案件です。

受付番号22番、23番は、農業施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和2年7月6日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、追認できる案件と思われます。

受付番号20番から23番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号20番から23番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第42号、受付番号17番から23番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第43号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第43号の朗読〕

議案書は11ページ、受付番号1番から議案書29ページ、受付番号41番までです。詳しくは別添3を御覧ください。

受付番号1番から24番については、貸借に係る案件。受付番号25番から33番については、所有権移転に係る案件、受付番号34番から41番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第43号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から24番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号25番から33番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る受付番号34番から41番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第43号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することといたします。

次に、日程第5、議案第44号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書30ページを御覧ください。

〔議案第44号の朗読〕

議案書は31ページ、受付番号1番です。本案件は、再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第44号に対する質疑を行います。何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第44号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することといたします。

次に、日程第6、報告第7号非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書32ページを御覧ください。

〔報告第7号の朗読〕

議案書33ページ、受付番号1番から2番です。本案件は、所有者より申出があった農地を地元農業委員に確認をしていただき、B分類と判断されたため、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第7号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

次に、日程第7、報告第8号非農地判断の取消について、事務局より説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書34ページを御覧ください。

〔報告第8号の朗読〕

議案書35ページ、受付番号1番から議案書37ページ、受付番号8番です。これらの案件については、平成31年の農地パトロールの結果、B分類と判断された農地に対して、令和2年

3月25日付で非農地通知を発出しました。その後、異議申立てのあった案件について、地元農業委員、推進委員に再度調査依頼をし、申立てのとおり自己保全・耕作等が認められたため、非農地判断を取り消したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第8号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

それでは、ここでしばらく休憩を取り、その後、農政推進に係る協議を3時55分から開始いたします。

午後3時45分休憩

.....

午後3時55分再開

○議長（小筏 正治君） 引き続きとなりますが、ただいまから農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議事項に入ります。地区別調査会長、副調査会長の選任について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。地区調査会長、副調査会長においては、任期は1年となっており、7月31日で任期が終了しております。前回の総会において、各地区で選任をお願いしておりましたので報告をお願いいたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、従前の調査会長より報告を頂きたいと思います。東部調査会長より順にお願いいたします。どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 東部調査会です。東部調査会は、調査会長が今の副会長の徳永委員、副会長が鶴崎委員に決定をしましたので、報告をしたいと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 次、中部調査会長お願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 中部調査会は、まだ決定しておりませんので、今日中に報告をいたします。

○議長（小筏 正治君） ただいま報告がありましたとおり、中部調査会ではなかなか決まりそうで決まらないようではしゃいますので、今日中には決めてもらうようにしております。

次に、西部調査会よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 西部調査会です。前回言いましたとおり、今の西部調査会の副会長渡部篤さんが会長で、副調査会長に草野英治委員です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

先ほど報告がありましたとおり、東部調査会長は徳永委員で、副調査会長は鶴崎委員、中部調査会長は今日中には決めてもらうようにしておりますので、後日報告をいたします。西部調査会長は渡部篤委員で、副会長は草野英治委員に決定しました。

役員になられた方は、大変ご苦労ですが、1年間よろしくお願いいたします。

それでは、次の農地取得等の下限面積の特例について、事務局の説明を求めます。事務局どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 私のほうから説明をさせていただきます。

資料の12ページを御覧ください。

資料の12ページ以降の分については、前回の総会で説明をした資料でございます。この資料について、前回おおむね農業委員の皆様から承諾を頂いたところでございます。

それに基づきまして、2ページにお戻りください。

これを実施するための要綱（案）を作成したものです。雲仙市農地情報登録制度実施要綱ということで仮称で作成をしております。少し条例の用語で分かりづらいところがあるかと思いますが、ご理解頂ければと思います。

第1条、第2条は、この要綱の趣旨、定義を定めております。

3条につきましては、この農地情報制度、いわゆる農地情報バンクの運用上の注意を記載しております。この農地情報バンク以外での取引について妨げるものではないという表記でしております。

4条から7条につきましては、この農地情報バンクに登録する場合の規定を定めているところでございます。

8条、9条につきましては、その登録をされた農地を利用する者の規定を定めているところでございます。

10条につきましては、貸し手、借り手が成立した場合の交渉の規定を定めております。

11条以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これが農地情報バンク、いわゆる農地を登録して利用を図る農地バンク制度の要綱でございます。

4ページ以降につきましては、その申請様式を様式第1号から記載をしております。

続いて、9ページを御覧ください。

9ページにつきましては、下限面積、いわゆる別段の面積に係る小規模農地等の区域指定に関する要綱を定めているところでございます。

1条、2条につきましては、この要綱の目的、定義を定めております。

3条につきましては、申請者の要件、事務手続について定めております。

4条につきましては、特段の面積を活用して利用する場合の利用者の義務を定めているところでございます。前回は申し上げましたとおり、農地法3条には利用権だけを設定して取得は認めないということができませんので、この要綱では、明確に利用権のみということはお示しをしております。ただし、農地付き空き家につきましては、農地の取得も含めて認める。この農地情報バンクを利用した特段の下限面積をして耕作する者につきましては、当面利用権のみ、所有権は認めないということはこの要綱の下になりますけど、事務手続要領をもう一つ作成をして定めたいと思います。

ただし、何回も申し上げますけれども、所有権の移転は認めないということが、実際は農地法3条では定められないということだけご理解頂ければと思います。なので、この下限面積を利用して利用するときには、十分利用者に所有権は駄目ですよということを説明し、理解した上で申請をしていただく手続をしたいと思います。当面3年間程度、この手続でしていただいて、また健全にその方が利用をしている状況であれば、その方が所有権の移転を求められた場合は、再度農業委員会の中で審議をしていただければと思います。

説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対してご意見、質問などありましたら、挙手の上発言お願いいたします。どなたかありませんか。鶴崎委員どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 利用をする場合の申請書を各支所に用意してありますか。申込用紙。

○議長（小筏 正治君） 事務局どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） この要綱の例えば3ページを御覧ください。3ページの一番末尾に、この要綱は令和3年4月1日から適用するということで考えておりますので、最終的には9月の総会でこの農地情報バンク、特段の下限面積の創設について、再度議案として上げさせていただいて、農業委員さんの正式な承認を頂いた上で議会等にも説明を行った上で、来年の4月1日から施行を考えておりますので、3月までに準備をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 分かりましたか。

○委員（17番 鶴崎 進君） はい。ありがとうございました。

○議長（小筏 正治君） ほかに何かお聞きになりたいことはありませんか。東委員どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 昨日とおとといで、瑞穂地区が農地パトロールをやったわけです。その中で、中間管理機構で貸し借りをしとる分が返還をされて、その返還をされた農地自体が非常に手つかずの状態であっているという形の状態であったわけです。そういうところというのは、農地バンクが責任を持ってちゃんと整理をするものか、そこら辺の確認をお願いをしたいと思います。

○議長（小筏 正治君） 事務局、そこ辺りの説明をお願いします。

○事務局次長（増富 浩彦君） 増富です。地番とか分かりますか。後でもよかですけど。

○委員（4番 東 康敬君） 分かりました。後で調べます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 教えてください。こっちで処理します。

○議長（小筏 正治君） 東さん、よかですね。

ほかにはどうでしょう。馬場委員どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。先ほどから局長のほうから説明がありましたけども、この件は市長部局と結構関連すつとじゃなからうかと思うわけですけど、その辺は農業委員会と市長部局との協力体制はできとりますか。

○事務局長（坂本 英知君） ご回答します。基本的には農地法3条を基礎にして農地情報バンク下限面積の設定を行うので、市長部局との関連性はありません。

ただし、農地付き空き家バンクについては、市長部局が担当となっております。なので、農地付き空き家の事務手順につきましては市長部局と協議を今後行ってまいります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 馬場委員、今の説明でよろしいですか。

○委員（9番 馬場 保君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

それでは、意見もないようですので、次の農業委員会だよりについて事務局の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 農業委員会北尾です。資料は17ページから御覧ください。

前回、農業委員会だよりで一応見ていただいたんですが、前回の修正点を指摘があったところを修正をしております。表紙については、市役所の中の観光物産課というところで雲仙市内の美しい風景を撮っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、その方から情報提供を受けて、瑞穂の三面原展望所の風景を一応案として出しております。表紙に農業委員会農業委員・農地利用推進委員を募集しますということで見出しを書きまして、18ページから19ページがその募集要項となっております。

20ページ、21ページからはアンケート調査の結果で、アンケート調査の結果を基に課題を検討して、人・農地プランの実質化へつなげていくというような形で、20ページ、21ページは書いております。

22ページはパトロールの件や農業者年金の件を書いております。

細かい文言などについては、これから確認をしていきます。一応、大枠としてこのような形で総会で案として出させていただいております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま担当から説明がありました。何かご意見、ご質問などありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。農業委員会だよりについてです。鶴崎委員どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは先ほどの農地バンクの件は載ってないみたいだけど、それは後から載せてくださるとですか。4月1日からなら載せとってよかとじゃなかですか。来年の4月1日から施行されますと言うことを。事務局、どうですか。

○事務局（北尾 祥君） 農地バンクについてはまだ議決を頂いていないので、今回の発行分にはちょっと間に合わないかなということと、あと、今年が年に2回発行しますので、3月の1日に配布する分のほうで掲載を考えております。

○委員（17番 鶴崎 進君） ありがとう。

○議長（小筏 正治君） そういことですので、お願いいたします。

ほかに委員会だよりについてご意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、意見もないようですので、10月発行の農業委員会だよりは、事務局提案の内容において発行することに決定しました。もし意見があった場合は、委員会の提案を含めたところで発行してくださいと発言してください。

その他に移ります。地区別農業委員会研修について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 8月21日に予定しておりました研修会は、例月会議でもお話をしておりましたとお中止ということになりました。昨日、3市の会長・職代・局長の会議の中で、単独でもということでお話はありましたけども、雲仙市におきましては、本年度に限ってはもうそれは研修会はしないという方向で決まりましたので、報告をいたします。

なお、これに代わるものとして、何らかの形で研修会ということで開催を計画したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま研修会につきまして、次長のほうから説明があったとおりでございます。4日の日、昨日開催の3市での会議の概要及び雲仙市農業委員会の研修会の実施の方向性につ

いて説明をしてもらったところでございます。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問などありましたら、挙手の上お願いいたします。

ないようでしたら、最後に事務局のほうからありましたらお願いいたします。

○事務局長（坂本 英知君） 事務局あります。本日、総合支所の担当者のほうから、追加資料としてお配りしたと思うんですけど、それを手に取っていただければと思います。

以前の例月会議で説明があったとおり、今から人・農地プランの地区の話合い活動が開始をされるようでございます。小浜につきましては8月の盆過ぎから開催される予定ということで、月末の例月会議には間に合わないという判断から、本日配付させていただいております。

私も一度その話合い活動に参加をさせていただいたんですけども、最初農業委員さんの紹介があって、その後に農業委員さんの発言の場がほとんどないということもありまして、10分程度時間をその中で取って、その資料の1枚目を御覧頂いて、まず農地利用アンケート調査のお礼と中間管理機構の活用の推進を話をさせていただきたいと考えております。

2枚目、1枚裏をめくった後、その後に農地中間管理機構関連農地整備事業の推進について説明をお願いいたします。なお、総合支所の担当者におかれましては、人・農地プランの会議の際は、この2枚目、3枚目の農地中間管理機構のチラシと農地関連の農地整備事業のチラシを参加者の人数分、申し訳ないですけどコピーして、その話合い活動のときに参加者に手渡しをお願いしたいんですけども、何かご意見があれば頂きたいと思っております。

なお、本日推進委員の定期大会があったんですけど、その場でも話そうと思ったんですけど、私が亡失をしております、申し訳ないですけど、農業委員さんのほうがリーダーシップを取っていただけて話をさせていただければと思います。慣れてくれば、推進委員さんにお任せされても結構かと思っております。

また、このとおりにおっしゃられなくても結構です。自分の口調でその場の雰囲気等を把握されながら、農地アンケート調査のお礼と中間管理機構を利用した農地の貸借、それと圃場整備の推進をぜひ農業委員さんのほうから参加者の人に説明をしていただければ、農業委員さんの活動内容も理解をしていただけるし、より立場も向上するのではないかと判断をしております。お手数をかけますけれども、ひとつよろしく申し上げます。

1つ目のその他につきましては、説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、事務局長から説明がありましたけど、この案件につきまして、皆様方何か聞いておきたいことありませんか。東委員どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 地区の話合いというのは、もう日程は決まってるわけですか。それとも、農業委員は農業委員としてそっちの事務局と何日ぐらいしましょうという相談をしていうわけですか。どうなんですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 日程については、各町で違うみたいなんです。温度差があるもんやけん、瑞穂に限っては2か所か3か所はもう実質化がされていると見なしているんで、瑞穂においては多分回数は少ないと思います。

○委員（4番 東 康敬君） 例えば日程等を参集範囲への案内というのは事務局のほうから案内するわけですね。全部関係者には。どうですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） そこに瑞穂の担当者が、人・農地プランの担当者がいますので、日程は聞いてください。支所から文書は出してもらおうようにしておりますので、その担当地区の委員さんに確認ばしてください、いつ頃開催なのかというとは。

○委員（4番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

○委員（10番 徳永 玉義君） 国見からです。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） 10番の徳永です。先ほど局長からも非常にこの中間管理機構のことをアピールされておりますけど、先ほど瑞穂からも出ましたように、貸し付けた後、中間管理機構の制度が何かおかしいような気がするんです。したがって、この地区の話し合いの場所で、こういう問題を農家の皆さんにアピールした場合に、責任問題が出てくるんじゃないかなど。機構は管理をしてくれると言うことでしょ。返還した場合。管理するということですけど、してないのが現実ですよ。ね、返還した場合も。私たちが明日、明後日回るんですけど、瑞穂みたいに管理機構を利用された人に対して、先ほど東委員からの意見があったように、そういう問題が発生すれば、中間管理機構を利用しなさいということを行った以上、農業委員として責任問題が出てくるんじゃないかと思うんですけど、その点、どういうふうに関後したらいいんでしょうか。

以上です。

○事務局次長（増富 浩彦君） 今、徳永委員さんが言われたことはよく分かりますけども、国、県の方角性も農業委員会として中間管理機構を利用してくださいという方角性で進んでおりますので、それは進めてもらわんばいけません。その問題につきましては、ちょっと事務局のほうで責任持って解決はしていきますので、そういうことがないように中間管理機構のほうに申出をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（10番 徳永 玉義君） 機構の説明では、管理をするという約束でずっと来られておるわけですよ。それなのに今、東委員が言うように出来ていないということですから、不思議ですよ、ね、中間管理機構も。それはちょっとあまりに話が。一番最初から私はこれはあまり機構自体を信用してなかったんですけども、やはりそういう問題が発生してきているということですよ、ね。

○事務局次長（増富 浩彦君） 今、東委員さんが言われたところは、まだ中間管理機構が知らないということも考えられますので、そこはだけん、地番を聞いていつから荒れとったのか調べてからちゃんと解決はしたいと思っております。

○委員（4番 東 康敬君） 今、事務局からの説明の中で、ちょっと調べた中では4月に返しているわけです。その農地自体を。しかし、今言ったように、パトロールの中でえらい荒れているなという状態があったから、そこら辺の対応を管理機構としてどういう形で考えとるのか、やるのか、それともしないのか、そこら辺はこの前も管理機構に言ったように、責任持って返還後3年間は管理をしますと、責任持ってということは断言をされたわけです。しかしそういう状態がほとんどないというのが現実じゃないかなと思うから、もう一回確認のためにしとってください。

○事務局次長（増富 浩彦君） 分かりました。3年間はということでは言われましたんで、そがなっていますので、それは強く言っていきます。4月からやげんが、まだ3か月、4か月ぐらいですよ。次の作り手ば探しよる可能性もありますので、そこら辺はちょっと調べてみんば分かりません。（「半信半疑ですけどいいです」と言う者あり）

○議長（小筏 正治君） 徳永委員、今の事務局からの説明でよかったですか。

○委員（10番 徳永 玉義君） はい。半分は信用しておりません。

○議長（小筏 正治君） 管理機構は責任持ってしますということを言うておりますので、責任持ってしてもらうようにしますので、その点はよろしく願いいたします。私も昨日やったかな、管理機構の関係者に近くにそういうところがあるということでは言うておりました。まず現地を見て確認しますということでしたので、必ずすると思っております。これがしてもらわないと、私たちも管理機構を勧めることはなかなかできませんので。約束は約束で守ってもらいたいと思っております。

もう一つ、事務局のほうからあるそうですので。

○事務局長（坂本 英知君） 今日初めて、テレビ会議による総会を開催したところですけども、改善点等がございましたらご意見を頂きたいというのが1点。

2点目はもう雲仙市にコロナが発生をしております。以前、この新型コロナウイルス等対策の会議対応マニュアルを皆さんにご承諾をさせていただいたところですが、雲仙市にコロナが発生した場合は、このマニュアルでいけば過半数の開催で今後していかなければならないような状況です。時点修正を常にすることは可能ですので、今ここで今後の総会の在り方、今後もこのようなテレビ会議がいいのか、過半数による開催がいいのかをここでご意見を頂いて、来月の総会以降について活用していただきたいと思っております。ご意見を頂ければと思います。

○議長（小筏 正治君） ただいま局長がコロナ関係で今後の会議の在り方をちょっと皆さん方へお聞きしたいということですけど、どのような方法が皆様方それぞれ思われますか。まず東部の方から聞いてみまじょうか。今後のこういう総会等の会議はどのようにして進めていけばいいと思われますか。

徳永委員どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） このテレビのこれはちょっと不便だから、半分でもいいからやっぱり本所に寄って審議をしたほうがいいんじゃないかなという意見です。

○議長（小筏 正治君） 次、小浜からですか。どうぞ。

○委員（16番 草野 有美子君） 半分ずつよりはやっぱりこのリモート会議がいいと小浜では言っております。国見の方たちがマイクからの距離がすごく遠くて、画像が全く見えないので、設定をもう一回考えてください。リモート会議で全員で協議をしていったほうが分かりやすいと思います。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 総会もなんですけど、調査会のこともちょっと考えてほしい。以上です。

○議長（小筏 正治君） 調査会については過半になるだろうということですけど。ほかに中部の方はどうでしょう。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 愛野から。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 愛野のほうは、委員が半分出席してもらいたいと思います。いいですか。

○議長（小筏 正治君） 農業委員の総会は半分ずつでと。

○委員（14番 松尾 茂敏君） そうです。

○議長（小筏 正治君） そしたら、瑞穂の方どうなんでしょう。

○委員（4番 東 康敬君） 瑞穂は2人しかいない中で、最終的には事務局の判断に任せます。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 先ほど小浜の草野委員が言われたとおり、もう少しモニターを工夫して、お互いの顔とか意見が分かりやすいように工夫してもらえれば、今のこの方針でもいいと思いますけど。あとの考え方は事務局に一任します。

○議長（小筏 正治君） 分かりました。

南串山の方どうでしょう。どのような会議がいいか。

○委員（15番 川内 幸徳君） やっぱり顔が見えないと。

顔が見えたほうがよかです。そのためには、やっぱり半分なら半分ずつで。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 小浜です。事務局に一任します。

○議長（小筏 正治君） まだ吾妻のほうから意見を。

○委員（18番 大久保 信一君） 吾妻の大久保です。今、本庁のほうで参加をしておるわけですけども、今、事務局に確認したところ、なかなかすぐすぐはこのモニター関係の改善ができないという

ことで、そういうことになれば、これが改善できるまでは過半数参加ではどうかと吾妻関係は考えております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） 吾妻に賛成です。

○委員（10番 徳永 玉義君） 国見も吾妻に賛成です。

○議長（小筏 正治君） 意見が真っ二つに割れているようですので、あともう事務局担当辺りにお任せできますか。できますか。ありがとうございます。

○事務局長（坂本 英知君） もう一つ言い忘れかもしれませんが、人・農地プランのときの話し合い活動、徳永委員は大変お怒りをされとる状況ですけれども、うちのほうからも中間管理機構の手続きをきちんとさせまして改善をさせますので、その辺はご理解の上で、中間管理機構の誘導をぜひお願いしたいと思います。

それと、各総合支所の人・農地プランの担当の方も農業委員さん、話し合いの中でなかなか話が慣れていらっしやらない場合もありますので、各総合支所の担当者の方もサポート方ぜひよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長（小筏 正治君） 皆様方からなければ、最後に原田班長のほうからちょっとお話があります。どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） すいません、原田です。

最後なんですけど、今度、全国農業新聞の記事で、農業委員さんの記事を書かんばいけんとですけど、誰か書いてくださいという人おらずですか。もし自薦しないなら事務局で選んでよかですか。前は草野有美子さんの記事を書かせていただきました。そしたら、こちらから後でお願いの電話をします。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） もう皆様方のほうから別にご意見がないようでしたら、今日の会議はこれで終了いたしたいと思います。どうも皆さん方、不慣れなこのテレビ会議ということで、お疲れさんでした。

これで終わります。どうもお疲れさまでした。

午後4時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 8月 5日

議 長

署名委員

署名委員